令和4年第3回定例会(令和4年9月28日)

総務企画消防委員会委員長 (阿部 真一 委員長)

去る9月6日及び16日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第78号 令和4年度別府市一般会計補正予算(第5号)」関係部分ほか3件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、「議第78号 令和4年度別府市一般会計補正予算(第5号)」財政課関係部分についてであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加額2,113万6千円を学校給食の食材費高騰対策補助金や社会福祉施設に対する電気代の物価高騰対策緊急支援事業負担金の財源に充当すること、また、前年度決算剰余金の確定に伴い、歳入では、繰越金8億4,435万4千を追加し、一方、歳出では、地方財政法の規定に基づき、別府市財政調整基金に5億2,217万8千円を積み立てる旨の説明がなされました。

次に、「議第79号 令和4年度別府市一般会計補正予算(第6号)」財政課 関係部分では、新湯治・ウェルネスツーリズム推進事業における歳出予算の一 般財源不足分を調整するため、別府市財政調整基金から900万円を繰入れること により、基金の年度末現在高見込みは65億8,011万8千円になるとの説明がなさ れました。

以上2件の予算議案の採決におきましては、「議第79号」関係部分について、一部委員から反対する旨の意思表示がなされたものの、賛成多数により原案のとおり可決し、一方、「議第78号」関係部分については、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、2件の条例議案についてであります。

初めに、「議第65号 別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について」では、最近における物価の変動等により公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動用自動車の借入れ及び燃料の供給並びに選挙運動用ポスター及びビラの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

最後に、「議第66号 別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」では、仕事と育児の両立を支援するため、育児休業の取得回数制限の緩和や非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、また、

非常勤職員の子の1歳以降における育児休業の取得の柔軟化等に関し、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

まず、非常勤職員の任用期間と育児休業の取得期間についての質疑に対し、 当局から、育児休業は、任用期間内で取得可能であるが、任用期間が更新され た場合には、更新後の任用期間内においても、取得可能であるとの説明がなさ れました。また、別の委員から、育児休業を取得できる期間と1回当たりの日 数の上限について質疑がなされ、当局から、常勤職員では、出生後8週間以内 の期間に原則2回まで、さらに、3歳までの期間に2回取得できること、育児 を行う当該子が達する年齢の期間内において、取得できるものであり、1回当 たりの上限日数はないこと、また、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業につ いては、夫婦交替での取得が可能となる旨の詳細な説明がなされました。

その他、育児休業の取得者数と取得率に関する質疑では、令和3年度の新規取得者数及び取得率は、前年度比10.9%増の18人で50%、うち男性が6人で25%、女性が12人で100%であるとの説明がなされたのに対し、委員から、育児休業制度は複雑であるため、職員に対する周知を図ること、また、別の委員からは、さまざまな状況を想定して、育児休業における任期の更新に関する基準を明確化するよう要望がなされた次第であります。

以上2件の条例議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、 全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。